

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3387号)

令和8年8月28日

横 情 審 答 申 第 3387 号

令 和 8 年 8 月 28 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和7年11月27日教西総第349号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和6年11月7日付け教西総第364号「弁明書の送付及び反論書の提出依頼について（依頼）」「弁明書」「審査会諮問通知書」に、審査請求人の氏名として審査請求人ではない者の氏名が記載されている理由が分かる公文書」の不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「令和6年11月7日付け教西総第364号「弁明書の送付及び反論書の提出依頼について（依頼）」「弁明書」「審査会諮問通知書」に、審査請求人の氏名として審査請求人ではない者の氏名が記載されている理由が分かる公文書」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和7年8月14日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

令和6年11月7日付け教西総第364号「弁明書の送付及び反論書の提出依頼について（依頼）」、「弁明書」及び「審査会諮問通知書」に記載の氏名については、審査請求人の氏名の表記を誤ってしまったものであり、氏名の誤記載の理由について記載した行政文書は作成しておらず、保有していないため。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 行政文書が存在しないことはあり得ない。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、令和6年11月7日付け教西総第364号「弁明書の送付及び反論書の提出依頼について（依頼）」、「弁明書」及び「審査会諮問通知書」に審査

請求人の氏名ではない者の氏名が記載されている理由が分かる文書である。

(2) 本件審査請求文書の不存在について

ア 当審査会において、令和6年11月7日付教西総第364号「弁明書の送付及び反論書の提出依頼について（依頼）」、「弁明書」及び「審査会諮問通知書」を確認したところ、審査請求人の氏名の漢字が誤って記載されていることが確認された。

イ 本件審査請求文書を保有していないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件審査請求文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和7年11月27日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和8年6月18日 (第327回第三部会)	・ 審議
令和8年7月16日 (第328回第三部会)	・ 審議